

令和8年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

- 1 開催日時 令和8年5月13日(水)
開 会 13時30分
閉 会 15時00分
- 2 場 所 教育委員会庁舎 大会議室
- 3 議 題 八千代市いじめ問題対策連絡協議会について（公開）
令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果（公開）
八千代市におけるいじめの調査結果（非公開）
協議「いじめ問題における関係部局との連携について」（非公開）
- 4 出席者名 委 員 片柳朗, 土井弥寿子, 太田信子, 橋本一義, 山本正義, 種村保, 齋田忠徳, 白井啓介, 立石貴紀, 加藤英昭
事務局 瀬口朗子, 鈴木陽平, 安藏重幸, 尾崎さおり
細木勇太郎, 清水俊輔, 福田恭子
- 5 公開又は非公開の別 一部非公開
- 6 非公開の理由 協議においては, 具体的ないじめ事案についての情報提供, 情報交換があり, 個人に関する事項(児童生徒等の個人情報)を扱うことによる。
(八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第2号)
- 7 傍聴人定員及び傍聴人数 定員5名(傍聴0名)

8 審議内容等 (太枠のみ公開部分)

加藤会長	ただいまから令和8年度第1回八千代市問題対策連絡協議会を開会いたします。 条例の第6条第2項の規定により, 定足数を確認をいたします。定数13名のうち, 半数以上の出席となっておりますので, 本協議会は成立いたします。 続きまして本日予定されております議事のうち, 八千代市審議会等の公開に関する要領第4条の第2号に該当する個人情報を扱う可能性があることから, 会議の非公開を求めます。よろしくお願いします。 それでは次第に従って進めて参ります。 報告説明事項について, 事務局の方, お願いいたします。
事務局 (細木)	よろしくお願いします。 本日の流れを説明させていただきます。 まず初めに, 「八千代市いじめ問題対策連絡協議会について」お話させていただきます。次に, 「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について報告をさせていただきます。公開部分はここまでとなります。 次に, 「八千代市のいじめの調査結果について」報告させていただきます。最後に協議となりますが, 事例を挙げさせていただき, 「いじめ問題における関係部局との連携について」ご協議いただきます。よろしくお願いします。 まず初めに, 本協議会の目的を確認させていただきます。八千代市いじめ問題連絡

協議会は、『いじめ防止等に係る機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより設置』されております。目的としましては、『いじめの未然防止や早期発見、初期対応等について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ること』としております。

本連絡協議会は、スライドにあります団体からお集まりいただいています。それぞれのお立場から御意見をいただき、各機関が連携を図るとともに、教育委員会や学校の取り組みについてご意見をいただきたいと思います。

こちらは令和6年12月25日に文部科学省より出された「いじめ防止対策の更なる強化等について」となります。こちらの通知には、「教育委員会等が福祉部局等と連携することは重要である」「いじめ問題対策連絡協議会の活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動の一体的な取組の推進」「学校や地域が抱える課題等について関係者と共有・協議し、地域ぐるみで対応する仕組み作りを推進する」とあります。本通知の主旨を鑑みまして、市教育委員会といたしましても、今回お集まりいただいている皆様と連携して、いじめ問題に対して対策にあたりたいと考えております。

またこちらは、令和7年3月6日に文部科学省より出された「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」の通知になります。学校における平時からの備えでは、学校いじめ防止基本方針や学校いじめ対策組織について関係機関等に説明することや、「いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うこと」が改めて通知されました。また、設置者における平時からの備えとしては、「各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられるようにしておくこと。」があげられており、本協議会の果たす役割は大きいと考えます。

続いてこちらのスライドを御覧ください。まずは、いじめの定義から改めて確認させていただきたいと思います。八千代市では、「いじめ防止対策推進法」をもとに、次のようにいじめを定義しております。児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言います。市及び各学校では、いじめの認知をこの定義に基づいて行っております。トラブルがあったとき、学校は学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要になっています。また、この「児童等が行った行為」が、「いじめを意図して行っていない」場合や、「1回のみで継続して行われたわけではない」場合においても、児童等が心身の苦痛を感じている際には、いじめとして積極的に認知し、適切に対応することで、いじめの解消に至るケースが増えています。

このような対応を行うに当たり、教育委員会では「いじめ対応のフローチャート」を作成し、学校に周知しております。いじめの疑いが発生した時点で、しっかりと校内で共有できるように伝えてまいりたいと思っております。

それでは、さっそく報告に入らせていただきます。「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」が令和7年10月に文部科学省より公表されました。それを受けまして、いじめに関する現状につきまして、全国調査と八千代市のものをまとめましたのでお示しさせていただきます。

まず初めに全国の「いじめの認知件数」についてです。令和6年度は、小学校では

	61万612件、中学校では、13万5865件となりました。この10年で、いじめの認知件数は、小学校で約4倍、中学校で約2倍と増加傾向がみられております。増加の背景として、文部科学省は、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、一人一台端末を活用した心の健康観察の導入、アンケートや教育相談の充実等による児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネットいじめの積極的な認知が進んだこと等が考えられるとしています。 次に、いじめの解消率についてです。年度末時点でのいじめの解消率に注目してみると、全国における解消率は76.1%となり、前年度の77.5%に比べてやや低下しております。初期段階にいじめを認知し早期対応を行ったことや、学校いじめ対策組織等による組織的な対応を行った結果、いじめが一定数解消できていると考えられます。一方、いじめの認知件数のうち、約4分の1は年度末時点では、「解消に向けて取組中」、つまりまだ解消されていない状態となっております。SNS上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案の増加や、1月以降に発生したため解消の定義の「3か月」を経過しない事案の増加も見られ、安易にいじめを解消したとせず丁寧に取り組む傾向等があるとも考えられます。 公開部分の報告は以上となります。加藤会長にお戻しします。
加藤会長	それで今、説明ございましたけれども、質問等ございますでしょうか。
土井委員	新しい委員さんが来ているのはしょうがないのかもしれないのですが、最初の13:45から13:52までの最初の説明。一番最初のスライドの8番までの説明って、毎回説明を受けるのですが、その必要性はあるのですか。書面でやってもらうとかできないのですか。私にとっては無駄な時間です。 せっかく分析していただいているスライドの10番、11番なんかも、分析結果は、スライドに載せる等していただけないでしょうか。10番に対して、いじめの積極的な認知の項目が増えたとか、それをスライドに文章にして全部、今発言したことを文書として載せることは禁じられているのでしょうか。11番のスライドについても、パッと見ると4分の1がまだ未解決である、それは隠れている部分もある、または、1月締めだから3か月をもって解消とすると、そこがポイントとして入らないからみたいな、今分析なさった結果をスライドにお示しすることはできないのでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございます。まず最初の部分に関しましては、今土井委員からもありましたように、今回新しく委員になられた方もおりましたので、ちょっと長くなってしまって申し訳ありませんでしたが、本協議会の意味として説明させていただきました。次に、先程の全国のいじめの問題行動不登校等状況調査の結果についてなのですが、文章で表示できる部分もあると思いますので、そのように今後改善していきます。
土井委員	それはもうプリントアウトできるものですか。公式、非公式あるかもしれないですけど、非公式のものは置いて帰るじゃないですか。その前に、文字で見れると見れないとあるかと思うので。できればせっかく分析していただいているので、事前にいただければと。
加藤会長	公開できる部分については資料としてお渡ししておくこともできると思うので、せっかく来ていただく機会、目で見えてきちっと整理したものになっている状況であれば、それで皆さんの理解も深まってくると思いますので、今後事務局の方で、その辺も整えながら進めていきたいと思います。 他ございますでしょうか。

	それでは引き続き事務局の方からお願いいたします。
--	--------------------------